

【疑義照会について】

● 処方医への疑義照会を不要とする項目

1. 成分・適応・用法が同一の銘柄変更
 - 一般名 ⇒先発品・後発品
 - 後発品 ⇒後発品（薬価の変更あり）
 - 先発品 ⇒先発品（併売品）
2. 剤形変更
 - 錠剤 ⇒カプセル
 - 錠剤・カプセル ⇒OD錠
 - 錠剤・カプセル ⇒散剤（同用量の変更）

※変更時は患者の同意を得ること
3. 別規格製剤がある場合の規格変更（ただし、適応症に留意すること）
 - 例）リクシアナOD錠60m g 0.5錠⇒30m g 1錠

※価格が変わる場合は、患者の同意を得ること
4. 貼付剤や軟膏類の規格の変更、貼付剤の枚数訂正
 - 包装規格が異なる製品を採用している場合は、規格の変更・枚数の訂正を行える。（総数は同じで処方）
 - 例）軟膏5 g 製剤 20 g（4本）⇒軟膏10 g 製剤 20 g（2本）
5. 一包化調剤
 - ・患者の希望がある場合（ただし、安定性データに留意すること）

● 病院への連絡を必要とする項目

1. 残薬があり日数調整した場合。又は患者の都合で日数を増やす場合。
2. 用法や日数があきらかに異なる場合
 - 例）処方日数 30日分の場合
 - ・リセドロン酸Na17.5m g 1錠分1（起床時） 週1回 4日分

社会医療法人 鶴谷会 鶴谷病院
薬剤部（TEL：0270-27-6140）